



福祉課からのお知らせ

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

身体または精神に重度の障がいを持つている人に手当を支給します

●特別障がい者手当 受給資格者

政令で定める、著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活を行っている人

受給できない場合

- ・障がい者支援施設や養護老人ホームなどに入所したとき
 - ・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院したとき
- 手当月額（平成30年4月現在）
26,940円

●障がい児福祉手当 受給資格者

政令で定める、著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活している人

受給できない場合

- ・障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
 - ・障がい児入所施設などに入所したとき
- 手当月額（平成30年4月現在）
14,650円



●特別児童扶養手当 受給資格者

身体または精神に、重度または中度以上の障がいを持つ20歳未満の子どもを監護している父もしくは母、または養育者受給できない場合

- ・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住んでいないとき
- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき

手当月額（平成30年4月現在）

- 1級（重度障がい児） 51,700円
- 2級（中度障がい児） 34,430円

※所得により手当の支給が停止されることがあります。

【手当を受けるには】

福祉課または各支所へ必要書類を添付して、認定請求書を提出してください。

【所得状況届について】

対象者に「所得状況届」を通知します。8月31日（金）までに、福祉課まで提出してください。

福祉年金を支給します

対象者

- ・身体障がい者手帳や療育手帳、精神障がい者手帳、県発行の特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人

支給方法

12月中旬頃に指定の口座に振り込みます。

特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人

- ・受給者証
 - ・振込先の通帳
- ※今までに申請をした人は、再度申請の必要はありません。振込み口座を変更したい人は申請が必要です。

新規に手帳を取得した人

- ・市から送付した申請書
- ・各手帳
- ・振込先の通帳

福祉課または各支所で、次の書類を持参のうえ、手続きをしてください。

申請方法

福祉課または各支所で、次の書類を持参のうえ、手続きをしてください。

8,000円～14,000円（年額）

※障がいの種類や程度または年齢により、支給額が異なります。65歳以上の人は支給額の半額を支給します。

- ・7月1日以前の1年間、市内に在住している人
 - ・在宅で生活をしている人（障がい者支援施設や養護老人ホームなどの入所者は対象となりません）
- ※転入転出、死亡などにより支給に制限があります。

支給額

お知らせ

火葬場の運用が変わります

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

三豊市北部火葬場 七宝苑が完成し、平成30年9月1日から稼働します。

名称	平成30年8月	9月	10月	
北部火葬場 七宝苑		→		9月1日より稼働
南部火葬場 やすらぎ苑	→			従来どおり
高瀬火葬場	→	8月31日の業務をもって閉鎖		



▲ホール



▲待合室



三豊市北部火葬場 七宝苑

- 所在地 三豊市三野町吉津丙155番地1
- 建築面積 2,248㎡
- 設備内容 火葬炉4基、告別収骨ホール2カ所、待合室4室、待合ホール1カ所、駐車場22台

